



ジャガー・ランドローバー

非製造関連物品および関連サービスに関する
取引標準約款

平成28年9月1日施行

目次

条文番号	標題	頁
1.	解釈	3
2.	申込み、受諾	5
3.	商品およびサービス、サプライヤーの義務	5
4.	保証	6
5.	納品	7
6.	納品の不履行、不適合な商品またはサービス	7
7.	権利、リスク、法定担保物権の不存在	8
8.	調査および監査	8
9.	記録および成果物	8
10.	報酬、請求、支払	9
11.	知的財産権	9
12.	知的財産権の侵害	11
13.	機密保持	11
14.	個人情報	12
15.	期間および契約終了事由	12
16.	不可抗力	13
17.	免責および保険	13
18.	相殺権	14
19.	権利放棄および救済	15
20.	完全合意	15
21.	譲渡および下請け	15
22.	独立当事者	15
23.	労働基準および従業員の地位	15
24.	賄賂防止法の遵守	16
25.	可分性	16
26.	広報	16
27.	存続条項	16
28.	通知	16
29.	第三者の権利	17
30.	寄託資産	17
31.	紛争の解決	17

ジャガー・ランドローバー

非製造関連物品および関連サービスに関する取引標準約款

ジャガー・ランドローバー・リミテッド（以下、ジャガー・ランドローバーという）と、世界中に所在する同社の関連会社は、高級自動車および自動車部品の開発、製造、マーケティング、販売を業務内容としたグローバルな事業体を構成しています。顧客のニーズに見合うように製品の品質やサービスを常に向上させることが私達の使命です。自動車市場は発展を続けています。自動車の性能、品質、安全性に対する顧客の要求も高まってきています。また環境への配慮も顧客の選択行動においてますます重要な側面となっています。その中で絶え間ない変化と改善を続けなければ他社と競合することはできません。

サプライヤーとの良好な関係もまた私達にとって重要です。顧客に届ける製品の品質を一貫して維持するために私達を支えているサプライヤーは、私達チームの中心的役割を担っており、チームの重要な部分です。ジャガー・ランドローバーとそのサプライヤーは、たった1つの部品でも顧客の要求と期待以上のものでなければならず、顧客満足度をより高めることが、長期間にわたって販売台数、性能、採算性を増大させるための唯一の方法であるという共通認識を持っています。ジャガー・ランドローバーが高級車の世界的トップメーカーになるためにはサプライヤーの品質向上への努力と私達との協力体制が不可欠であり、それによって私達は事業を拡大し株主の方々へ十分に還元することができるのです。

共通の目標を達成するため私達は常に斬新な製品を低コストで供給し、顧客の期待を超えるよう努力しなければなりません。そのためにジャガー・ランドローバーとサプライヤーは、双方の間の製品の売買とサービスの提供に関して下記の条件が適用されることに合意します。

本取引標準約款および付随書類は、発注書にジャガー・ランドローバー法人組織またはその関連会社が「買主」として記載された商品およびサービスに関わる取引について、サプライヤーである貴社に発注されるすべての注文に適用されます。但し技術サービス、コンサルタントサービス、既製品/店頭販売品の供給、単独のサービス（別個の発注書、技術サービスに関する買主の世界共通条件、コンサルタントサービスに関する買主の世界共通条件、商品の供給に関する買主の世界共通条件、サービスに関する買主の世界共通条件（適宜）が適用される商品やサービスの供給を意味する）には適用されません。発注書および付随書類は買主がコンピューターシステムまたはその他の電子的方法で発行した場合、署名が無くても有効なものとします。本契約における発注書とは、買主からサプライヤーに対して発行される包括的発注書または類似の書類であって、本取引標準約款を引用しているものが含まれます。

1. 解釈

(a) 本契約では下記左側の用語は、文脈上矛盾がない限り右側に示す意味を持つ。

関連会社

買主またはサプライヤーの子会社（該当する場合）、持ち株会社、当該持ち株会社の子会社を意味する。ある会社の子会社、持ち株会社とは、

- (a) ある会社が議決権の50%以上を保有する会社
 - (b) ある会社が株式の50%以上を保有する会社
 - (c) ある会社がメンバーであり、役員の大過半数を指名または除名する権利を持つ。または
 - (d) ある会社がメンバーであり、他のメンバーとの合意に基づいて議決権の大過半数を単独で支配する。
- またはある会社と相互に子会社である場合も含まれる。

既存 IPR

買主またはサプライヤーの、開始日において存在している知的財産権、または商品とサービスとは関係なく開発されたものを

意味する。

営業日	土曜日、日曜日、日本における祝日以外の日を意味する。
営業時間	営業日の午前9時から午後5時までを意味する。
買主	発注書に特定される商品およびサービスの買主
開始日	発注書の日付を意味する。
機密情報	形式、媒体の如何を問わず、買主および買主の関連会社の業務、財務、マーケティング、技術その他に関する秘密情報や機密情報（車両モデルプログラム、生産計画、業務計画、マーケティング計画、研究開発プロジェクト、または買主の財務状況に関する情報を含むがこれらに限られない）、ノウハウ、企業秘密、その他情報であり、開始日の前後に口頭または文書で開示されたもの、ならびに形式、媒体の如何を問わず、それら情報の複製やその一部を含む。
成果物	形式、媒体の如何を問わず、サプライヤー、その代理業者、請負業者、従業員が商品とサービスの一部またはそれに関連して開発したすべての文書、製品、および材料であって、図、地図、図面、図表、設計図、写真、コンピュータプログラム、データ、仕様、報告書（原案も含む）を含むがこれらに限られない。但し商品そのものは含まれない。
報酬	発注書に規定される商品およびサービスに対する料金を意味する。
不可抗力	買主またはサプライヤーがその責務の一部またはすべてを、それらの合理的制御を超える状況によって妨げられた場合、その理由を意味し、天災地変、政府の措置、超国家的措置、紛争、国家非常事態、テロ、暴動、内戦、火災、爆発、洪水を含むがこれらに限られない。
新規生成 IPR	発注書の期間（開始日から商品納入またはサービス終了までの期間）に商品およびサービスに関連または起因して生じる、または買主またはサプライヤーによって作成される成果物、発明、意匠、発見、改良、概念、技術、プロセス、ノウハウを含むがこれらに限られないすべての知的財産権を意味し、特許性の有無を問わない。
商品	発注書に記載または言及される商品（または発注書に基づいて変更されたもの）を意味し、業務明細書に記載されるものも含む。
知的財産権	すべての特許、実用新案、登録意匠、非登録デザイン権、著作権（コンピュータソフトウェアにおける権利を含む）、データベース権、トポロジー権、企業秘密、商標、サービスマーク、商号、屋号、営業権、機密情報における権利、ノウハウ、その他関連または類似の権利（登録の有無に関わらず、いずれの場合でも登録の申請も含む）を意味する。

者	すべての個人、会社、法人、個人企業、共同経営会社、政府、国家、国家代理人、または合弁企業を含む。
発注書	買主が発行する、買主の標準書式による商品およびサービスの発注書すべてを意味し、購入の条件が規定されたもの。
サプライヤー	発注書に特定される商品およびサービスの供給者を意味する。
供給品	商品およびサービス、ならびに成果物の総称を意味する。
サービス	発注書に記載または言及されるサービス（発注書に基づく変更を含む）を意味し、業務明細書に記載されるものも含む。
仕様	商品のすべての仕様を意味し、買主が発行するか、買主が商品に関連して書面で明示的に合意する関連図面および関連図で、業務明細書や発注書で言及されるもの。
業務明細書	買主が発行するか、買主が商品およびサービスに関連して書面で明示的に合意する業務明細、またはその他書類、提案書、見積書を意味し、単独または一体となって買主の要求、仕様、期待するサービスレベルを記載し、発注書で言及されるもの。
追加条件	買主が適時発行し、要請すれば買主から入手できる買主の追加条件を意味し、特定のサービス、製品、地域市場の要求に対応した特定の要求を含む。
ウェブガイド	買主が適時発行し、要請すれば買主から入手できる買主のウェブガイドを意味し、税金、出荷、環境などを含むがこれらに限られない特定事項を含む。

- (b) 本契約では文脈上他の適用が必要な場合を除き、下記の規則が適用される。
- (i) 見出しは便宜上挿入されており、本契約の解釈または説明に影響を与えるものではない。
 - (ii) 単数の用語は複数の意味もあり、逆もまた同様とする。
 - (iii) 買主またはサプライヤーとは、それらの個人代理人、後継者、認可された譲受人も含む。
 - (iv) 法律または法律規定とは、改正または再制定された法律や規定を含む。法律または法律規定とは、それらに基づいて改正または再制定された下位法も含む。
 - (v) 「含む」という語またはそれに類似する表現は例示のためのものであり、後に続く言葉の意味を限定するものとは解釈されない。
 - (vi) 本契約に特定される買主のウェブガイドまたは追加条件は、これを参照することにより本契約に含まれる。要請すればこれらのコピーは買主から入手できる。

2. 申込み、受諾

(a) 発注書に記載される購入および供給契約を締結したいという、買主からサプライヤーに対する申込みが発注書である。サプライヤーが発注書に対して明示的に合意した場合、または発注書に基づく業務を開始した場合、上記申込みの受諾となる。

(b) 受諾は買主の申込みの条件に明確に限定される。買主は、サプライヤーによるいかなる変更や他の条件提案も明確に拒否し、契約の一部とはならない。ただし、買主の書面による承諾がある場合はこの限りではない。本取引標準約款と異なる取引条件は買主とサプライヤー双方の書面による明示的な承諾がなければ効力を持たない。

3. 商品およびサービス、サプライヤーの義務

(a) サプライヤーは本契約、発注書の条件、該当するウェブガイド、追加条件、および業務明細書の条件に基づき買主に対してサービスを提供し、商品を提供する。発注書、追加条件、本契約、業務明細書、ウェブガイドの間で条件の矛盾があった場合、当該矛盾は以下の優先順位で解決する。(i) 発注書、(ii) 追加条件（発注書に追加条件が言及されているか否かには問わない）、(iii) 本契約、(iv) ウェブガイド、(v) 業務明細書（業務明細書が追加条件に言及されているか否かは問わない）。

(b) 商品とサービスの提供に関して、サプライヤーは下記の事項に同意する。

(i) 報酬の費用制約条件を守る。

(ii) 買主が適時通知する業務履行要件、仕様、成果物の条件に従う（サービスレベルまたは業務明細書に記載されるその他要件を含むが、これらに限られない）。

(c) サプライヤーは商品の供給に関して下請け業者を使用することができ、買主からの要請があった場合、買主に対して契約した個々の下請け業者のリストを提出する。

(d) サプライヤーは自己の従業員がサービスの提供に従事するという事、当該従業員に第 13 条 (b) に記載される守秘義務要件を遵守させることに合意する。サプライヤーがサービスの提供において独立業者、下請け業者、または代理業者を使用したい場合、契約予定の独立業者、下請け業者、または代理業者のリストをまず買主に提出する。買主がこれら独立業者、下請け業者、または代理業者のいずれかの使用、またはその身元に異議がある場合、サプライヤーはサービスの提供において該当する者を指名しない。サプライヤーは、契約予定の独立業者、下請け業者、または代理業者の身元に変更がある場合、本第 3 条 (d) を遵守する。

(e) サプライヤーは本契約に基づいて商品が供給されサービスが提供されるように、その人員を十分教育し、商品の供給およびサービスの提供に従事する者に対して関連法規を周知させ、業務遂行において当該関連法規を遵守させる。

(f) サプライヤーは買主が要求するすべての報告書、提案書、書類を、買主が合理的に指定する形式および日程に従って作成し、買主に提出することに合意する。買主からのフィードバックは結果報告、提案、理由説明、買主の基準が遵守されているかどうかの確認、得られた技術的、商業的利益が含まれるがこれらに限られない。

(g) 買主はサプライヤーに対する書面での通知により、いつでも商品やサービスの変更を求めることができる。その変更とは商品のデザイン（図、材料、仕様を含む）、数量、納品場所および納品日、成果物、またはサービスの範囲、期間、レベルの変更を含むがこれらに限られない。買主が本項に基づいて行った変更が商品やサービスのコスト、提供時間に影響を及ぼす場合、買主およびサプライヤーは報酬、提供時間が適切なものとなるよう誠意を持って協議し、それらを合理的かつ公正に調整する。サプライヤーは買主からの書面による明確な指示または承認がない限り、商品やサービスを変更することはない。従って、発注書の条件は書面にて合意された修正の範囲で変更される。誤解を避けるために規定すると、買主は商品やサービスの変更による報酬の増加について、買主がかかる増加に書面で合意し、当該報酬の増加を反映させるべく発注書を変更しない限り、支払義務を負わない。

4. 保証

(a) サプライヤーは、発注書（業務明細書を含む）に規定される範囲内のサービスを提供するにあたり、実績のある最良の企業に求められる経験、努力、技術、注意をもって、職務にあたることを表明、保証し、業界で認められる標準に沿って義務を履行する。

(b) サプライヤー、またはその関連会社、下請け業者、代理業者によるサービス遂行の成果または結果（成果物を含むがこれに限られない）は、満足できる商品価値のあるレベルのもので目的に合致しており、あらゆる点で買主が指定する基準、要件、詳細、仕様に適合し、サービスを提供する国において施行される関連法規に準拠していることを、サプライヤーは表明、保証する。

- (c) サプライヤーは商品について下記を表明、保証する。(i) 品質は良好であり、サプライヤーによって提出された目的、または明示的、黙示的に買主からサプライヤーに伝えられた目的に合致していること。この点において買主はサプライヤーの技術と判断を信頼している。(ii) デザイン、素材、仕上げにおいて欠陥がなく、納品日から最低 1 年もしくは買主とサプライヤーとの間で合意された 1 年超の期間、上記欠陥のない状態を維持できること。(iii) 意図した目的に合致していること。(iv) 商品が供給される国、または買主が商品を使用する国において施行されている関連法規に準拠すること。この場合、商品の製造、ラベル添付、梱包、保管、取扱、納入等が行われる国も対象となる。
- (d) サプライヤーは、商品およびサービスがあらゆる点で発注書、業務明細書、仕様書に記載される詳細要件、買主とサプライヤーとの間で合意されたその他要件、または双方合意のもと変更された変更後の要件に適合していることを保証する。サプライヤーは発注書の条件に従って必要となる義務を履行するための十分な財源があることを表明、保証する。
- (e) サプライヤーは商品の供給およびサービスの提供の中で、すべての関連法規（法的要件を含む）を遵守し、これに準拠し、これを具現化し、英国規格、ヨーロッパ規格、または買主が通知する規格を含む商習慣や経営に関するすべての規範に準拠することを保証する。
- (f) サプライヤーは商品の供給とサービスの提供のため、または発注書（本契約を含む）で予定される、仕様や成果物の提供に関して必要となるすべての承諾、承認、許認可、免許を所有または取得することを保証する。
- (g) 本契約に基づく保証は、明示または黙示を問わず、あるいは法令によるものかどうかを問わず、サービスおよび商品の供給に関するその他すべての保証を、法的に許可される最大限の範囲で代替する。サプライヤーは、発注書に基づく義務を履行するのに必要な自己のシステム、機器、その他物品がエラー、障害、その他悪条件の影響を受けないよう最善の努力をすることを保証する。（但し、エラー、障害、その他悪条件が買主の故意の不正行為が直接の原因である場合を除く）万一、上記エラー等が起こった場合、サプライヤーは規定の時間および期限内で商品が納入できサービスが提供されるよう、適切な緊急対策を実施できることを保証する。
- (h) 買主が商品、サービス、または成果物の一部またはすべてを受け入れたとしても、サプライヤーの保証、および買主が保証に基づいて請求を行う権利は有効なものとする。

5. 納品

- (a) サプライヤーは、買主がサプライヤーに通知する日時と場所において商品を供給しサービスを提供し、日時が指定されていなければ合理的な期間内でこれを行う。商品の納入およびサービスの提供が指定された日時で行われない場合（または合理的に無理と思われる場合）サプライヤーは、買主に書面で通知し、買主は合理的措置として期限の延長が適当かどうかを判断する。買主が別に書面によって合意する場合を除き、商品の納入およびサービスの提供は時間厳守とする。
- (b) サプライヤーは、次の事項を保証する。(i) 商品は、完全に機能し損傷のない状態で目的地に到達するように、適切に梱包され保護されている。(ii) 買主の基準（買主の納入条件ウェブガイドに規定されるか、買主からサプライヤーに適時通知される）に従って商品を梱包し、マークし、出荷する。
- (c) サプライヤーは、買主の納入条件ウェブガイドに規定される納入条件に従って商品を供給することに合意する。
- (d) 買主は発注書、出荷要請、または買主から発行される書面での指示における商品の供給またはサービスの提供（またはその一部）を、サプライヤーに通知の上いつでも変更したり一時中断することができる。

(e) サプライヤーは買主の事前の書面による承諾なしに、商品を分割納入することはできない。商品の分割納入が承諾された場合（買主のみのオプション）、請求や支払いも個別に行うことができる。但し、サプライヤーの分割納入が1つでも時間に遅れた場合、または1度でも欠陥品があった場合、買主は第6条に規定される権利を行使できる。

6. 納品の不履行、不適合な商品またはサービス

(a) サプライヤーが、発注書または業務明細書に指定される日、その他買主からサプライヤーに通知される日までに商品を納入し、もしくはサービスを提供できない場合、またはサプライヤーが本契約に規定される保証に準拠しない場合、買主は、買主が持つその他の権利または救済措置を制限することなく、下記の権利を少なくとも1つ有する（買主単独の裁量で行使される）。

- (i) サプライヤーへの書面での通知により、発注書を即時解約する。
- (ii) 商品（すべてまたは一部）の受け取りを拒否し、サプライヤーの危険負担、費用負担によりそれをサプライヤーに返品する。
- (iii) 受け取りを拒否した商品について、買主の追加負担なく即時修理または交換するか、または買主の選択により当該商品の代金を（既に買主が支払っている場合）全額返還するようサプライヤーに要求する。
- (iv) 買主の追加負担なく、買主からの通知を受領後、合理的現実的にできるだけ早く、サービスを即時に再度履行するようサプライヤーに要求する。
- (v) その後の商品の納品、またはその後のサービスの提供（該当する場合）を拒否する。
- (vi) 第三者から代替の商品またはサービスを調達するため、または第三者に商品を修理させるために買主が負担した費用をサプライヤーから回収する。
- (vii) サプライヤーが指定の期日を遵守しなかった、または規定された保証に準拠しなかったことにより買主に生じたすべての追加費用、損失、または費用について損害賠償を請求する。
- (viii) サプライヤーがまだ提供していない商品またはサービスに対して買主が前払いしている場合、その代金を即時サプライヤーに返金させる。

(b) 本契約（および発注書の条件）は、サプライヤーが提供する商品またはサービスの代替品、取替品に適用される。

7. 権利、リスク、法定担保物権の不存在

(a) 上記第5条に基づき納入される商品および成果物の危険負担は、納入まではサプライヤーが負うものとし、その後の商品の危険負担、および抵当権を除去した商品の権利は買主に移る。

(b) サプライヤーは、商品または成果物（その一部も含む）にいかなる法定担保物権も留保しないことに合意し、法律の規定または判例もしくは学説により担保物権が認められ得る場合であっても、サプライヤーは商品または成果物（その一部も含む）に設定された当該担保物権を行使する一切の権利を放棄する。

8. 調査および監査

(a) 発注書の期間中、および商品、サービスが最後に提供された日または発注書に基づくサプライヤーへの最終支払日の遅い方から7年間、買主が要請する場合はサプライヤーは買主（本第8条の目的においては買主の代表者も含む）による下記の措置を承諾する。

- (i) 商品およびサービス、発注書に基づくサプライヤーの義務、サプライヤーへの支払い、そしてサプライヤーからの請求に関するすべての関係書類、データ、その他情報の調査およびコピー。
- (ii) 商品およびサービス、発注書、そして製品の品質に関わる設備、プロセスの視察。
- (iii) 発注書の要件が満たされているかどうか判断するための設備、プロセスの監査。

(b) 本第8条に基づく調査は通常の業務時間内に行われ、事前に書面でサプライヤーに通知される。買主が本第8条に規定される調査に必要な情報および許可を、サプライヤーの下請け業者および供給

業者から得ることを要求した場合、買主が上記情報または設備に関して持っているその他いかなる権利に関わらず、サプライヤーは買主が上記情報や許可を得られるよう最善の努力をする。

9. 記録および成果物

サービスを履行するにあたり、サプライヤー、その従業員、代理業者は発注書に基づき成果物を開発し、これを買主に納品する。サプライヤーは成果物のコピーおよび商品、サービスに関連するすべての記録、文書、データ、その他書類を、商品またはサービスが最後に提供された日、あるいは発注書に基づくサプライヤーへの最後支払日の遅い方から最低7年間保管する。買主が請求した場合、サプライヤーは成果物のコピーおよび記録すべてを買主に返還するか、あるいはそれらを破壊する（サプライヤーの経営責任者の署名が入った破壊の証明書を提出する）。サプライヤーは発注書の条件に基づき、すべての成果物および記録を極秘とする。前規定にかかわらず、第三者からの拘束力のある書面での機密制限が有効で、それによって妨げられない限り、サプライヤーは買主が適時要求する時に、成果物およびすべての情報、記録の真実かつ正確なコピーを買主に直ちに提出する。

10. 報酬、請求、支払

(a) サプライヤーによる商品の供給、サービスの提供に対して、買主は発注書の規定に基づき報酬を支払う。報酬を超えるいかなる追加の料金または手数料も、それらが買主の署名権者による書面での事前承認を得た上で発注書の金額に反映されない限り、買主からサプライヤーへ支払う義務はない。

(b) サプライヤーは供給したすべての商品およびサービス、ならびに事前承認された事業経費の請求を買主の納入条件ウェブガイドに従って行う。サプライヤーが提出した請求書のいずれかの項目またはその一部に、買主が真に異議または疑義がある場合、買主は、かかる意義または疑義が解決されるまで、その支払いを保留することができる。

(c) 請求書は請求期間に供給された商品、サービスの内容を正確に記載し、買主が合理的に請求した場合、サプライヤーは商品やサービスの供給、提供の程度を証明する書類を添付する。

(d) 買主は適用される取引税および付加価値税（以下総称して、税金という。）すべてを発注書に規定される条件で適時支払う。サプライヤーはすべての請求書および添付書類に、別途税金を明示する。サプライヤーは税金を確定、算出するための正確な情報を提出しなければならない。サプライヤーが税金の計算または請求を誤ったために罰金、利息、手数料を請求された場合、買主はこれを支払う義務はない。サプライヤーは買主からの要請に応じて支払った税金の還付請求のための書類を提出する。サプライヤーが登録されている場合、買主に付加価値税登録番号の詳細を提示する。

11. 知的財産権

(a) 買主、サプライヤーおよびその関連会社はそれぞれ自己の既存 IPR に関する権利を維持する。

(b) サプライヤーは、買主がサプライヤーの既存 IPR を使用もしくは自由に利用するため、ならびに買主がこれを第三者に対してサブライセンスするための、非独占的で世界規模のライセンスを無償で買主に与える。但しサプライヤーは、上記既存 IPR が (i) 商品の供給を妨げたり阻止したりしない、または買主の商品の使用方法を制限しない、または (ii) サービスの履行を妨げたり阻止したりしない、または買主のサービスの結果（成果物を含むがこれに限られない）の利用方法を制限しない、という範囲で上記ライセンスを与える。

(c) 買主は、サプライヤーが買主の既存 IPR を使用もしくは自由に利用するための非独占的、譲渡不可能で世界規模のライセンスを無償でサプライヤーに与える。このライセンスは、発注書に基づくサービスの履行および商品の供給する目的に限って当該既存 IPR を組み込んだ商品やサービスを製造、使用する権利を含み、当該既存 IPR を組み込んだ製品やサービスを第三者に売却する権利も、既存 IPR を第三者にサブライセンスする権利を含まない。ただし、下請業者が商品を提供したりサービスを提供したりするために必要であることが厳密に認められた場合、または買主が事前に書面による同意を明示した場合はこの限りではない。

(d) 商品またはサービスに関連もしくは起因して、買主またはサプライヤーがそれぞれ単独で、あるいは買主およびサプライヤーが共同で、発注書の期間に新規生成 IPR（特許性の有無を問わず、成果物、発明、意匠、発見、改良、概念、技術、プロセス、ノウハウを含むがこれらに限られない）を作成した場合、もしくはかかる新規生成 IPR が生じた場合、当該新規生成 IPR、すべての国におけるその保護申請権（特許、実用新案、意匠特許、登録意匠、著作権の申請権を含むがこれらに限られない）、当該新規生成 IPR に起因するすべての知的財産権およびその他権利は、衡平法上および法律上、完全に買主単独の財産となることに双方合意する。

(e) 買主は、サプライヤーが新規生成 IPR を使用もしくは自由に利用するための非独占的、譲渡不可能で世界規模のライセンスを無償でサプライヤーに与える。このライセンスは、当該新規生成 IPR を組み込んだ商品やサービスを製造、使用する権利を含むが、目的はサービスの履行および商品の供給に限られる。上記ライセンスには当該新規生成 IPR を組み込んだ商品やサービスを第三者に売却する権利も、新規生成 IPR を第三者にサブライセンスする権利も含まれないが、買主が事前に書面による同意を明示した場合はこの限りではない。

(f) サプライヤーは作成された新規生成 IPR を、すべて発生した時点で、その詳細と共に直ちに買主に通知する。この詳細に含まれるものは、当該新規生成 IPR を適切に保護するためのノウハウを含むすべての情報である。すべての新規生成 IPR に関する完全な権利が買主に付与されることを確保するため、サプライヤーは買主からの合理的な要請に応じた支援を行い、措置を取る。

(g) 上記第 11 条 (f) にかかわらず、発注書が何らかの理由で終了した場合、サプライヤーは自己の費用負担で、買主の要求に応じて第 11 条 (d) の規定を有効にするための業務を行い書類を作成し、商品やサービスの提供に関わった自己の従業員、下請け業者、下請け業者の従業員に対しても同様の対応を行うように手配する。

(h) 新規生成 IPR を保護するための申請の出願、審査、維持にかかる費用は（経費も含め）買主が単独で全額負担する。

(i) 知的財産権に関して、サプライヤーは以下を保証する。

(i) サービスの履行や商品の供給を直接的または間接的に妨げたり阻止する可能性があったり、その他、買主がサービスの成果を利用したり商品を使用する自由を制限するような知的財産権（サプライヤーの既存 IPR 以外）に基づくいかなる権利も保有しない。

(ii) サービスの履行またはサービスの成果の行使、利用、あるいは商品の使用によって、侵害されたり悪用される知的財産権（サプライヤーの既存 IPR 以外）は存在しない。

(iii) 現在第三者に対して負っている義務、または現在分かっている範囲で将来第三者に対して負う義務に違反することなく買主の使用のためにサービスを提供し、商品を提供できること。また、上記義務に違反することなくサービスを履行し商品を提供することをここに保証し、当該保証に矛盾するような、いかなる義務も第三者に対して負わないことを保証する。

(j) 報酬には、当然に、第三者の知的財産権を使用、利用する権利を確保するための費用一切が含まれることをここにあらためて確認し、合意する。但し、かかる第三者が知的財産権が商品やサービスの提供、または商品やサービスの成果に使用されるか含まれており、かつ、(i) サービスの履行、サービスの成果の行使または利用、または (ii) 商品の供給、その他買主およびその関連会社が商品を使用する自由を直接的または間接的に妨げたり阻止したりする可能性のある場合に限られる。

(k) すべての成果物は買主の所有物であり、買主の代理人としてのサプライヤーの創作物と考えられる。買主はかかる成果物、および成果物の作成の基盤となった創作物に関する著作権、特許、その他保護手段を取得するためのすべての権利を含むが、これらに限られないすべての権利、権原、利益を保有する。サプライヤー、またはその関連会社、下請け業者、その他成果物を構成する著作物の著作権を保有する当事者は、買主による成果物の変更や移転に異議を申し立てない。

(l) 第 11 条 (h) に記載される申請の出願権、その結果生じうるすべての知的財産権、その他第 11 条 (h) に記載される無形資産に関して、買主とその関連会社間で行われる所有権の割り当ては発注書の条件（本契約も含む）に従って行う。

(m) 買主またはサプライヤーが、相手方の書面による了解を得ずに相手方の商標、商号、意匠その他を取引の過程で使用したり、申請したりする権利は、本契約のいかなる条件によっても与えられるとは解釈されない。この場合当該商標、商号、意匠とは現存するか開始日の後に作成されるかは問わない。ユーザの権利を与える場合は、買主とサプライヤーが別途合意する商標ライセンス契約に準拠しなければならない。

12. 知的財産権の侵害

(a) サプライヤーは以下の条件に従い、商品およびサービスに関する知的財産権の侵害を申し立てられたことによるすべての請求、要求、法的措置、または法的手続きによって生じた、またはこれらに関連した損失、負担、損害、合理的な弁護士料および専門家費用を含む一切の費用および経費から、買主およびその関連会社、それぞれの役員、取締役、そして従業員を完全に防御し、保護し、保護を継続し、一切の損害を免れさせる。

(i) 上記の請求または請求の申し立てが買主に通知された場合、買主は書面にて直ちにサプライヤーに通知し、サプライヤーの同意なしにはそれを認めない。

(ii) 買主はサプライヤーの費用負担により、サプライヤーに上記請求に起因するすべての交渉および訴訟を処理、解決させるが、この時サプライヤーは買主の評判に悪影響を与えないように行う。

(iii) 買主はサプライヤーの費用負担により、請求に対しては常にサプライヤーの合理的指示に従って行動し、サプライヤーの要請に応じ、すべての交渉および訴訟についてすべての合理的な支援を提供する。

(iv) 請求に関する訴訟の結果、買主に授与された訴訟費用はサプライヤーの勘定とし、買主に支払われた場合、買主は受領後直ちにサプライヤーが支出した範囲内で減額することなく、これをサプライヤーに支払う。

(b) 商品やサービスに関する知的財産権に関連してサプライヤーが第三者から請求または請求の申し立ての通知を受けこれに関与した場合、サプライヤーはかかる請求または請求の申し立てのすべての詳細を記載した書面を直ちに買主に交付し、これを通知する。

13. 機密保持

(a) サプライヤーは本契約に基づく商品およびサービスの供給にあたって、機密情報を受け取り、これに接触することがあることを承諾する。特に、買主が提示する業務明細書（買主がすべてまたは一部を製作した図、テストデータ、および仕様（本契約で定義された仕様を含む）を含む）およびサプライヤーが作成した成果物はどれも買主の機密情報とする。また、サプライヤー、その関連会社、またはそれらの従業員、代理業者、下請け業者が、買主の施設で商品やサービスを提供する際に接触するすべての情報は当然機密情報とする。サプライヤーは“機密”と表記されていなくてもすべての機密情報の機密を厳守する。

(b) サプライヤーは、自己の機密情報および要注意情報を保護する時と少なくとも同様の注意をもって機密情報を保護することに同意する（最低でも合理的なレベルの注意）。商品やサービスの提供にあたって機密情報に接触する必要がある、当該機密情報について、本契約に基づきサプライヤーに課せられると同様の守秘義務を負うサプライヤーの従業員、代理業者、または下請け業者（サプライヤーは買主の請求に従って自己の費用負担により当該守秘義務を課す）以外には、サプライヤーはいかなる機密情報も開示しない。サプライヤーは、商品およびサービスの供給以外、どのような目的であれ、機密情報を一切使用しないことに同意する。特に、他のいかなる顧客への商品やサービスの供給においても、一切機密情報を使用しない。

(c) 下記の場合、機密情報には守秘義務は適用されない。

(i) 当該機密情報が一般的に公知のものであった場合、または一般的に公知のものとなった場合（本契約または所定の守秘義務の違反によるもの以外）

(ii) 当該機密情報が、いかなる機密情報も照会することなくサプライヤーが独自に発案したものであることを書面で証明できる場合

(iii) 当該機密情報を、サプライヤーが守秘義務を負うことなく、第三者から公正に善意で受領した場合

(iv) 法律で開示を要求された場合（合理的に実行可能な場合）で、情報開示者が情報受領者に対し、即時に開示要請の書面を交付し、情報受領者と協力して保護命令その他救済手段を確立し、法律で開示を強制される部分のみについて機密情報を開示する。

14. 個人情報

(a) サプライヤーがサービスの履行および商品の供給において買主のために個人情報（個人情報保護指針において定義されるもの）を処理したり使用したりする場合、またはサービスの履行および商品の供給の過程で個人情報にアクセスする場合、サプライヤーは個人情報／個人データに関する取扱条件（以下、個人情報保護指針という。）を厳守し、買主の要請に応じて買主の標準書式によるデータ処理契約を締結する。

(b) サプライヤーはサプライヤー、その関連会社、下請け業者、もしくは社員による (i) プライバシーおよびデータの保護に適用される一切の法律、(ii) 本第 14 条の規定、または (iii) 個人情報保護指針の違反を申し立てられたことによる、すべての請求、要求、法的措置、または法的手続きによって生じた、またはこれらに関連した損失、負担、損害、合理的な弁護士料および専門家費用を含む一切の費用および経費から、買主およびその関連会社、それぞれの役員、取締役、そして従業員を防御し、保護し、保護を継続し、一切の損害を免れさせる。

15. 期間および終了

(a) 発注書の期間は開始日に開始し、本契約に基づき期間内終了または期間延長の可能性があり、発注書または業務明細書（該当する場合）に記載する期間継続する。発注書または業務明細書に期間が規定されていない場合下記のいずれかの遅い日まで、期間は継続する。(i) 発注書の条件に従って商品が買主に納入された日、(ii) 買主がすべての成果物を受領した日、または (iii) 発注書の条件に従ってサービスが完了した日。

(b) 買主のサプライヤーに対する他の権利または救済手段を侵害することなく、買主はサプライヤーに対する 7 日前の書面による通知により、理由の有無にかかわらず、また法的責任を負わずに発注書のすべてまたは一部を終了させる権利を保有する。

(c) 買主は下記の場合、サプライヤーへ書面で通知することにより直ちに発注書を終了することができる。

(i) 発注書におけるサプライヤーの義務の重大な違反または度重なる違反があり、当該違反は是正可能であるものの、サプライヤーは買主から書面での是正要請が送付されてから 5 日以内に当該違反を是正しなかった場合。

(ii) サプライヤーが下記いずれかに該当した場合：支払不能となる、管理人、管財人の下に置かれる、清算手続きに入る、解散手続きを開始する、または債権者との和議を開始する。あるいはサプライヤーの住所地法上類似の手続きがあった場合。

(iii) サプライヤーが買主の書面での事前同意を得ることなく、その所有権を変更したり、事業または資産のすべてまたは主要部分を処分した場合（合法的な再編成を目的とした場合を除く）。但し買主はかかる事前同意を合理的な理由なく差し控えたり遅延させたりしない。（但し、買主は発注書の条件に従ってサプライヤーがその義務の履行を継続できるという十分な確証を得られない場合、同意を差し控えることは合理的と認識する。）

(d) 終了通知を受け取った場合、サプライヤーは通知に記載された日にサービスの提供および商品の供給を（終了通知に従って）停止する。

(e) 第 15 条 (c) の規定を侵害することなく、発注書の終了に際し、サプライヤーは発注書の条件に基づいて納入された完成商品、および（買主がその合理的な裁量によって決定する）一定の基準に沿って履行されたサービスに対する支払いを終了前に受領する。また、この場合買主が完成商品（未納入のもの）または未完成商品を（その単独の裁量により）納入するよう要求した場合、サプライヤー

は当該完成商品、および未完成商品に対する合理的な金額（買主がその合理的な裁量によって決定する）の支払いを受領する。また、買主は、買主が事前に了承し、終了前に適正に発生したサプライヤーの合理的な経費を償還する。買主は、発注書の終了の結果生じた間接的損害、結果的損失（直接的か間接的かを問わず）純粋な経済的損失、利益損失、事業損失、貯蓄損失を含むその他一切の費用、経費、損害、請求等に関しては、損害や費用発生状況に関わらずこれらの支払い義務を負わない。

(f) 発注書の終了または期間満了の際、または買主からの要請に応じて、サプライヤーは、商品およびサービスに関連してその時点でサプライヤーが保有、管理している機密情報のすべてのコピー、買主またはその関連会社の所有物であるか、買主またはその関連会社にとって機密財産である情報を含む業務明細、成果物、覚書、ノート、記録、図、マニュアル、ソフトウェア、電子機器に保存されたデータすべて、その他一切の資料を買主に返却する。

(g) 終了の通知を受けた際、サプライヤーは買主単独の選択により下記の手順に従う。但し買主から別途指示があった場合はこの限りではない。

(i) 発注書に基づくすべての業務を即座に終了する。

(ii) 発注書に従ってサプライヤーが生産または入手し、第 15 条 (e) に基づき買主が受け入れに合意した完成品、完成商品、未完成品、未完成商品、成果物の完成品もしくは素案、材料を買主に納入し、それらの権利を買主に譲渡する。

(iii) サプライヤーが保有、管理する材料の回収が確保できることを条件とし、当該終了によって回収不能となった下請け業者のすべての実費請求を確認／清算する。

(iv) サプライヤーが保有、管理する財産で、買主からの廃棄の指示を受領するまでは買主が所有権を持っている財産を、保護するための合理的な措置を講じる。

(v) 買主からの合理的な要請に応じて、商品やサービス（該当する場合）を別の供給業者から整然と提供できるよう買主と協力して手配し、この時、買主の業務に混乱をきたさないようにする。

(h) 理由の如何を問わず発注書が終了した場合、当該終了は、終了までに発生した買主またはサプライヤーの権利、救済手段、義務、または債務に何ら影響を与えない。

16. 不可抗力

(a) 買主またはサプライヤーは、不可抗力によって発注書に基づくそれぞれの義務の履行に失敗または遅延した場合、発注書に違反したとはみなされない。

(b) 不可抗力によって買主またはサプライヤーの発注書に基づく義務の履行が影響を受けた場合、以下の手順に従う。

(i) 当事者は不可抗力に気付いてから 2 営業日以内に不可抗力の性質と程度を示す文書を相手方に送付し、その影響を最小限にするよう合理的なすべての努力を常に払う。

(ii) 義務の履行が遅滞する場合、その期間は不可抗力による遅滞期間を超えない。

(iii) 不可抗力が原因で発生した超過費用および経費について、相手方からの支払いは受けられない。

(c) 不可抗力によって、サプライヤーが発注書に基づく義務を実質的に遵守できない場合、サプライヤーはその費用負担により、不可抗力の影響を最小限にするための手順を実施する。この場合、買主とサプライヤーはサービスの履行または商品の供給（該当する場合）を継続するために適切となる条件に同意する。不可抗力が始まってから 5 営業日（または買主およびサプライヤーが書面にて合意するこれより長い期間）以内に双方が上記条件に合意できない場合、買主はサプライヤーへの書面での通知により直ちに発注書を終了することができる。

17. 免責および保険

(a) サプライヤーは、サプライヤーのサービスの履行や商品の供給（または商品の不足）、またはサプライヤーによる発注書の条件（本契約を含む）の違反、または下記 (i) ~ (iv) を主張した請求、法的措置、法的手続きに直接的に起因したすべての損失、債務、損害、費用、請求、合理的な弁護士

費用および専門家費用を含むすべての経費から、買主、およびその関連会社、双方の役員、取締役、および従業員を完全に保護し、保護を継続し、一切の損害を免れさせる。

(i) 死亡、人身傷害、財産への損害

(ii) 成果物の内部における設計または欠陥

(iii) 商品の設計、仕上げ、製造における欠陥

(iii) 商品の供給およびサービスの提供に関する法令を含む、サプライヤーまたはサプライヤーの事業、設備、営業に適用される法令に対するサプライヤーの違反

(iv) サプライヤー、その従業員、代理業者、下請け業者による商品の供給、サービスの提供、成果物の生産過程での作為または不作為で、人的傷害、損失、損害を含み、サプライヤー、その従業員、代理業者、下請け業者の不注意、または設計、仕上げ、材料の欠陥が原因または原因の一部となっている場合。

(b) 買主またはサプライヤーが発注書の条件に違反し、相手方へ間接的な損失が生じた場合、違反当事者は相手方に対して責を負わない。但し上記にかかわらず以下の場合、発注書の条件に基づき買主またはサプライヤーの責任は除外されない。(i) 過失による死亡または人身傷害 (ii) 詐欺または悪意の不実表示 (iii) 法によって除外されないその他すべての損失。

(c) 買主の書面での要請に応じて、サプライヤーはその費用負担により、買主の弁護、ならびに上記第 17 条 (a) に記載される請求、法的措置または法的手続きの解決に関連する書類、記録、参考人の合理的入手手段を買主に提供する。

(d) 買主はその単独の裁量によりサプライヤーに対し、上記第 17 条 (a) に記載される請求、法的措置または法的手続きに抗弁し、これを解決するよう要請することができる。買主が上記要請をした場合、サプライヤーは当該抗弁に関連した損失、債務、損害、費用、および合理的な弁護士費用、専門家費用を含むすべての経費を負担する。

(e) サプライヤーは商品およびサービスに関連したすべての付保可能な責任、特に発注書に基づくサプライヤーのすべての責任、およびサプライヤー、その関連会社、その下請け業者の従業員による買主（または買主の関連会社）の施設内での行為または不履行の結果に対して、常に信頼できる保険会社による十分な保険に加入し、これを維持する。サプライヤーは買主から要請があった場合、買主が合理的に要求する保険の証明を提示する。サプライヤーは、サプライヤーの発注書の履行または不履行の結果生じるすべての法的措置、請求を争い、その他の問題に対処するために買主またはその保険会社から要求されるすべての合理的で現実的な支援を行う。本第 17 条に規定されるサプライヤーのその他の義務に加えて、サプライヤーは自己の名義で本第 17 条に基づいて想定されるリスクについて、1 件につき 1,000,000,000 円を下回らない補償を行う、信頼できる保険会社の第三者損害賠償責任保険に加入するよう手配する。

(f) サプライヤーは買主またはその関連会社に対して起こされた法的措置または請求に対抗するため、合理的に可能な限り買主およびその関連会社に協力する。上記協力とは、買主またはその関連会社が合理的に要求する書類、図面、コンピュータファイル、その他資料の提出、または買主、その関連会社、あるいは専門アドバイザーが合理的に要求するその他支援の提供を含むがこれらに限られない。

(g) 第 17 条 (e) に影響を与えることなく、サプライヤーは自己の名義により適切で十分な専門職業賠償責任保険および製造物責任保険を手配し、国際的に認知された信頼できる保険会社による補償を維持し、当該補償範囲は地域の管轄外での訴訟に対する弁護活動も含む（アメリカ国内での訴訟を含むがこれに限られない）。

(h) 買主およびその関連会社は、サプライヤーの財産または在庫品にいかなる方法であれ生じた費用、損失または損害、責任、傷害、間接的または結果的損失（これら 3 つの損失は純粋な経済的損失、利益損失、事業損失などの損失）の責を負わない。さらに、買主またはその関連会社の過失行為または故意の不履行に直接起因しない限り、買主およびその関連会社はサプライヤーの従業員、代理業者、下請け業者、招待客、またはライセンシーの死亡、傷害、疾患、もしくは上記従業員、代理業者、下請け業者、招待客、またはライセンシーの財産、あるいはサプライヤーの経営の損失、損害、または損壊に対して責を負わない。

18. 相殺権

サプライヤーは、買主との取引はすべて差引計算決済で管理され、買主は買主の弁護士費用、執行費用を含む債務を、債務の根拠を問わず、特に通知なしにサプライヤーの口座から相殺したり、回収したりすることができることに同意する。本第 18 条では、買主とは買主の関連会社を含み、サプライヤーとはサプライヤーの関連会社を含む。

19. 権利放棄および救済

買主またはサプライヤーが発注書の条件に基づいて有する権利または権限を行使しなかった場合、あるいは行使するのが遅れた場合でも、当該権利または権限が損なわれるものではなく、それらの放棄とも解釈されない。発注書（本契約も含む）のいずれかの規定の違反に対する権利放棄も、当該規定およびその他の規定の違反に対する権利放棄を構成するものではない。発注書に関して行使できる買主またはサプライヤーの救済手段は、法または衡平法で暗示または行使される救済、本契約に含まれる救済すべてに累積、追加される。

20. 完全合意

発注書、本契約、買主の追加条件またはウェブガイド、すべての仕様、業務明細、そして発注書に言及されるすべての書類は、発注書に記載される商品の供給およびサービスの提供に関する買主とサプライヤーとの間の完全で唯一の合意および了解事項を定めており、悪意の不実表示に関するものを除き、発注書の受領日に先立つすべての交渉、約束、表明に取って代わる。

21. 譲渡および下請け

(a) サプライヤーは、買主の事前の書面による同意なしに、発注書に基づく権利および義務、または発注書それ自体を、すべてか一部かにかかわらず譲渡、移転してはならない。

(b) サプライヤーが第 3 条 (c) に従って商品の供給（またはその一部）を下請け業者に依頼する場合、または第 3 条 (d) に従ってサービスの提供を下請け業者に依頼する場合、サプライヤーはいかなる下請け業者とも、契約する前に、本契約に基づいてサプライヤーに課される守秘義務と同様の守秘義務契約を当該下請け業者と締結する（買主の要請により、サプライヤーが費用を負担して誠実に履行する）。サプライヤーが下請け業者と契約した場合、下請け業者による商品やサービスの提供、下請け業者の作為、不作為についてはサプライヤーが常に一切の責任を負う。

22. 独立当事者

発注書に含まれる規定、および発注書に基づいて買主またはサプライヤーが行う措置は、買主とサプライヤーとの間の共同経営、共同事業、本人と代理人、または雇用者と従業員の関係を構成するものではない。買主もサプライヤーも、相手方を代理して行動したり確約を行ったりする権限を持たず、それを表明することもない。

23. 労働基準および従業員の地位

(a) サプライヤーは商品を提供しサービスを提供するにあたって下記を行ってはならない。(i) 形式の如何を問わず強制労働をさせること。(ii) 15 歳未満の者を雇用すること。但し政府が認可した職業訓練またはその他プログラムで明らかに参加者の利益になるものを除く。(iii) 身体的虐待を伴う訓練を行うこと。

(b) サプライヤーが商品の提供およびサービスの履行において下請け業者を使用したり関与させたりする場合、上記第 23 条 (a) の規定を遵守する業者のみを使用する。サプライヤーは下請け業者が上記を遵守しているかどうかを監視する。

(c) 買主は上記第 23 条 (a) の要件およびその他職場慣行を含む「就業規則」を採用している。当該規則は買主の事業すべてに適用される。当該規則は買主の社会的責任ウェブガイドで検索でき、直接買主へ問合わせて入手することもできる。サプライヤーも同様の規則を採用、実施し、下請け業者にも採用、実施させることが望ましい。

(d) 買主は下記の業務のため、独立した第三者を使用することができ、または買主が合理的に許容できる第三者をサプライヤーが使用するよう要請することができる。(i) サプライヤーが本第 23 条の要件を遵守しているかどうか監査する。(ii) サプライヤーの上記遵守状況、および改善を要する部分を記した証明書をサプライヤーおよび買主に交付する。

(e) サプライヤーは、どちらの当事者が監査を依頼したかに関わらず、第三者による監査および証明に要した費用一切を負担する。買主は、その単独の選択により、第三者の証明に変えてサプライヤーによる監査または証明を許可することができる。

24. 賄賂防止法の遵守

(a) サプライヤーは、(i) 賄賂防止、汚職防止に関して適用されるすべての法、法律、規制、および規則を遵守する（以下、関連要件という）。(ii) 関連要件の違反を構成する活動、業務、経営に関わらない。(iii) 買主からサプライヤーに通知され、適時買主によって更新できる買主の贈賄防止、贈与に関する方針を遵守する（以下、関連方針という）。(iv) 発注書の期間を通して関連要件および関連方針を確保するため自己の方針および手続きを確立、維持し、状況に応じてそれらを強制する。(v) 発注書の履行に関してサプライヤーが不当な金銭その他の便宜の要求または請求を受けた場合、直ちに買主に報告する。

(b) サプライヤーは、発注書に基づいてサービスを提供したり、製品、ソフトウェア、データ、情報、その他資料を供給する、サプライヤーに関係するすべての者（下請け業者すべてを含む）は、上記業務を履行する際、常に関連要件および関連方針（以下、総称して関連条件という）に準拠していることを確約する。サプライヤーは上記の者の関連条件の遵守および履行に関して責を負い、上記の者が関連条件のいずれかに違反した場合、買主に対して直接責任を負う。

25. 可分性

いずれかの管轄裁判所が、いずれかの規定のすべてまたは一部が強制不可能もしくは無効と判断した場合でも、当該規定の残りの部分またはその他の規定の有効性は何ら影響を受けない。発注書の中で無効、強制不可能、または違法と判断された規定が、その一部を削除することにより有効、強制可能、合法となる場合、当該規定はそれを有効、強制可能、合法とするための最小限の変更を加えた上で適用される。

26. 広報

サプライヤーが、商品の供給およびサービスの提供に関して買主と関係があることを公開したい場合、サプライヤーはかかる公開の個別の形式や方法について、買主の明確な書面による事前承諾を得ない限りこれを行わない。買主は承諾を与えた場合、その単独の裁量で、当該承諾をサプライヤーに通知の上いつでも撤回する権利を留保する。

27. 存続条項

上記の条件のうち、保証、免責、知的財産権、侵害、機密保持、譲渡、準拠法、および紛争の解決に関するものはいかなる理由があろうと発注書の期間満了または終了後も有効に存続する。誤解を避けるために言及すると、下記の条項は発注書の期間満了または終了後も有効に存続する。第 1 条、4 条、5 条、6 条、7 条、8 条、9 条、10 条(d)、11 条、12 条、13 条、14 条、15 条、17 条、18 条、25 条、26 条、27 条、28 条、29 条、30 条、および 31 条。

28. 通知

(a) 発注書に関するすべての通知、要求、または連絡は書面で行うものとし、持参、第一種郵便物、書留、特別配達便、エアメール、国際宅配便、またはファックス（Eメールは不可）で、受取人の登記された事務所または住所宛てに送付するか、ファックスの場合は受取人のファックス番号宛てに送信する。買主への通知は会社のビジネス・サービス部宛てに送付する。

(b) 通知、要求、または連絡は下記の時点で正式に配達されたものとみなされる。

(i) 持参する場合は持参された時点。

(ii) 第一種郵便物、特別配達便、または国際宅配便の場合、投函または発送の 48 時間後。エアメールの場合は投函の 10 営業日後。

(iii) ファックスの場合は発信した時点。但し発信後 24 時間以内にその確認用コピーを第一種郵便物、書留、特別配達便、エアメール、または国際宅配便で相手方に発送する。

但し、持参およびファックスの場合、営業日の 4 時以降または営業日以外のものは、翌営業日の朝 9 時に相手方に到達したものとみなされる（受取人の住所地の時間で）。

29. 第三者の権利

(a) 買主が別に合意する場合を除き、買主の関連会社は自己の選択によりサプライヤーが供給する商品およびサービスの利益を享受し、成果物に依存することができる。

(b) 買主の関連会社を除き、買主とサプライヤーは発注書の条件が買主およびサプライヤー以外の者によって強制されることを意図しない。

30. 寄託資産

サプライヤーは、発注書を履行するためにサプライヤーが保有または管理している買主の資産に対する損失、盗難、損害について、すべて責任を負い、経年劣化を除き、サプライヤーが合理的な注意を払ったにもかかわらず（理由の如何を問わず）生じた損失および損害についても責任を負う。サプライヤーは (i) 上記資産をサプライヤーの施設で適切に保管、維持管理する、(ii) 買主の資産であることを明確に表記する、(iii) サービスの履行または商品の供給のために必要な場合を除き、当該資産をサプライヤーの資産または第三者の資産に混入させない、(iv) 当該資産を損失や損害から保護するため十分に付保する、(v) 買主から事前の書面による同意を得ずに、他の場所（サプライヤーまたは第三者が所有するかどうかを問わない）に当該資産を移動しない、但し非常の場合はサプライヤーは当該資産を移動することができるが、この場合サプライヤーは買主に対して当該資産が移動された旨、また移動された場所を、合理的に可能な限り早く通知する。買主は上記資産およびそれに関連するサプライヤーの記録を点検するため、合理的な時間にサプライヤーの施設に立入ることができる。法で許可される範囲内で、サプライヤーは買主の資産に施された著作権などにおける、通常なら保有できる抵当権を放棄する。サプライヤーは、サプライヤーが買主の資産に関して第三者に対して保有する債権すべてを買主に譲渡する。要請があった場合、サプライヤーは上記資産を直ちに準備し、買主（またはその代表者）が回収できるようにし、また買主の要請に応じて、当該資産を買主の運送業者が資産運送用に使用する車両に積み込む。サプライヤーは買主が資産をサプライヤーの施設から回収することに協力する。

31. 紛争の解決

(a) 買主およびサプライヤーは、発注書に関して両者間で生じたすべての紛争または申し立てに関して、誠意を持って対処し、合理的な努力を払い、両者の経営者を通じてこれを解決する。

(b) 買主またはサプライヤーが、ある問題に関して紛争が生じている旨を相手方に書面で通知してから（以下、紛争の通知という）10 営業日以内に、当該紛争が両者の案件担当責任者によって解決されない場合、当該問題はその後 5 営業日以内に買主およびサプライヤーの担当取締役、または取締役から直接問題を解決するよう委任されたもの上げられる。

(c) 第 31 条 (b) に記載される交渉の結果、紛争の通知から 28 日以内に紛争が解決されない場合、買主またはサプライヤーは、東京地方裁判所に法的救済を求めることができる。本取引標準約款のいかなる条項も買主およびサプライヤーが、その他の適正な裁判所に対し、適正と考えられる暫定措置または保全措置（差し止めによる救済、財産保全に関する措置を含むがこれらに限られない）を適時申請することは妨げない。

(d) 買主とサプライヤーが紛争解決の手続きに入った場合、両者が書面にて別途合意する場合を除き、いかなる状況においても商品およびサービスの提供が当該紛争によって妨げられたり遅延させられたりすることはない。

(d) 発注書（本標準取引約款を含む）には日本法が適用される。

以上